

国土交通大臣

中野 洋昌 殿

一般社団法人 全国 LP ガス協会

会長 山田 耕司

LP ガスの適切な流通に向けた要望書

平素より当協会に対しまして格別なるご高配を賜り誠に有難うございます。経済産業省の分科会である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、国土交通省殿にもオブザーバーとして参加いただき、LP ガス業界の商慣行是正に向けた省令改正等が進んでおりますことに、心より感謝申し上げます。

集合住宅のオーナーに対して、LP ガス事業者がガスの契約を取る目的で、ガスコンロやクーラーなどを無償で提供し、その投資を消費者のガス代に上乗せして回収せざるを得なかった商慣行につきましては、もともと LP ガス事業者からの提案が多かったことは事実です。しかし、近年では不動産・集合住宅オーナーからの提案も後を絶たず、LP ガス事業者としても取引先からの要請ということで断れないという事態に発展し、このため、先の省令改正に至りましたことはご案内の通りであります。

我々 LP ガス業界としては、この商慣行是正に向けて真摯に取り組んでおります中、残念ながら、クーラーの無償貸与や紹介料等を強要する不動産業者は後を絶たず、我々がそれを受け入れれば改正省令の罰則規定で事業者としての登録を最悪はく奪される中、不動産業者には罰則が適用されないという不均衡な状態に陥っております。従いまして、この長年続いた悪しき商慣行を根絶するためには、不動産業界を管轄する国土交通省殿の、今一步踏み込んだ対応が必要不可欠な状況であります。その為、下記記載の取り組みを行って頂き、不動産・LP ガス両業界の共通の顧客である入居者の利益を確保すべく、この度、業界を代表して要望する次第です。

記

- I. 国土交通省における各種不動産関係法令を踏まえた、不動産事業者（オーナー、管理業者、宅建業者）が利益供与の要請を行っていないか等についての定期的な実態調査と、不動産事業者に対する法令遵守体制の強化。
- II. 各都道府県の経済産業局と地方整備局との連携による、あらゆる機をとらまえた不動産業界への「悪しき商慣行是正に向けた普及・啓発」の実施。特に、各都道府県の主要な不動産事業者に対しては、当該事業者の地域における影響力も考慮し、経済産業局及び地方整備局職員から協力を要請する。
- III. 不動産事業者に対する「無償貸与を強要しない、受け取らない」という取組の指導。

以上